

【第5号（業況の悪化している業種(全国的)）】に関する

手続きの流れ

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

【利用対象者】

- (1) 住所地等が以下のとおりであること。
 - 法人：登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
 - 個人：事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
- (2) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 下記のイ～ハのいずれかの要件に該当すること。

イ 売上高要件・創業者要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ-① 法第二条第五項第五号に規定する経済産業大臣が指定するものに属する事業（以下、「指定事業」という。）を行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- イ-② 指定事業と非指定業種に属する事業（以下、「非指定事業」という。）を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- イ-③ 創業から1年3か月未満の中小企業者が、指定事業を行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
- イ-④ 創業から1年3か月未満の中小企業者が、指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

ロ 原油高要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ロ-① 指定事業を行っており、（1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
- ロ-② 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近

ハ 利益率要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ハ-① 指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。
- ハ-② 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。

【必要書類】

法 人		個 人	
番号	必要書類	番号	必要書類
①	認定申請書 1部 ※指定様式あり	①	認定申請書 1部 ※指定様式あり
②	添付書類 売上高等確認書 1部 ※指定様式あり	②	添付書類 売上高等確認書 1部 ※指定様式あり
③	申請書・添付書類に記入した金額を証するもの (試算表、損益計算書、売上台帳、仕入帳 等)	③	申請書・添付書類に記入した金額を証するもの (試算表、損益計算書、売上台帳、仕入帳 等)
④	直近1年分の確定申告書(別表1、法人事業概況説明書)の写し	④	直近1年分の確定申告書の写し(青色(青色申告決算書を含む一式)又は白色(収支内訳書を含む一式)) ※電子申告の場合はメール詳細の写しも必要
⑤	許認可書等の写し(必要業種のみ)	⑤	許認可書等の写し(必要業種のみ)
⑥	履歴事項全部証明書の写し ※発行日から3カ月以内のもの		

※ 認定申請書及び添付書類について

申請者の事業形態によって使用する様式が異なります。

下表からご自身の事業形態に該当する区分をご確認のうえ、該当する申請様式をご使用ください

事業形態	内容	使用する申請様式
単一事業者	1つの事業を営み、その事業が指定事業である事業者	イ-①、③ ロ-① ハ-①
兼業者①	複数の事業を営み、すべての事業が指定事業である事業者	イ-①、③ ロ-① ハ-①
兼業者②	指定事業と非指定事業を行っている事業者	イ-②、④ ロ-② ハ-②

【注意事項】

- ・利用要件である「最近3か月」とは、原則として直近の3か月です。10月の申請であれば、前月を含む7・8・9月の3か月となります。月初めで前月分が未集計の場合は、前々月を含む6・7・8月の3か月でも構いません。
- ・申請にあたっては、営んでいる事業が日本標準産業分類のどの業種に該当するか、また、その業種が指定業種に該当するかをご確認ください。あわせて、認定要件を満たしていることをご確認のうえ、お申し込みください。
- ・制度の詳細については中小企業庁ホームページをご確認ください。日本標準産業分類及び指定業種一覧も掲載されています。[セーフティネット保証制度\(5号:業況の悪化している業種\(全国的\)\) | 中小企業庁](#)
- ・指定事業と非指定事業の両方を営んでいる場合は、それぞれの売上高等を区分して確認できる必要があります。区分して確認できない場合は、認定できないことがあります。

【提出先】 窓口にてご提出をお願いいたします(予約不要)。

府中市生活環境部産業観光課 商工係
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042-335-4142

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。